

広島県公共事業評価監視委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、広島県附属機関設置条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、広島県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の手続き)

第2条 委員会は、条例に規定された事務を行うため、県が提出した事業を調査審議する。

- 2 委員会は、県が提出した事業の中から、重点的に審議を行うため、事業の抽出を行うことができる。
- 3 前項に定める事業の抽出は、あらかじめ指定した委員に委任することができる。この場合、委任を受けた委員は、委員会において自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。
- 4 委員会は、調査審議を行った事業について、評価を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認められたときは、意見の具申を行う。この場合において、委員会は、その内容を公表することができる。
- 5 県内の地方公共団体等から、調査審議の依頼があり、適当と認められる場合には、委員会は、当該事業について評価を行うことができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の中から選出する。この場合、委員の無記名投票によって行い、有効投票の最多数を得たものをもって委員長とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじによって定める。
- 3 委員長の選出において、出席した委員に異議がないときは、前項の規定にかかわらず、指名推薦の方法によることができる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第4条 委員会の事務局を農林水産局農林整備管理課及び土木建築局土木建築総務課に置く。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、次の各号の一に該当する場合に招集するものとし、招集は、原則として、会議の日の5日前までに、日時、場所及び議案を委員に通知して行うものとする。

一 委員会の事務局から、事業の一覧表の提出があったとき。

二 その他委員長が必要と認めるとき。

3 会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

4 委員会の出席者は、委員のほか、関係する職員等の出席を求めることができる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、特に必要と認めるときには、会議に諮って非公開とすることができる。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 議長は、会議の運営のために必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をしたものを退場させ、又は入場者を制限することができる。

8 やむを得ない事由により会議を開くことができない場合、急施を要する場合又は軽易な事項を議決する場合においては、書面を委員に送付して可否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(議事録)

第6条 議長は、議事録を調製し、会議の要旨を記録する。

2 前項の議事録には、議長が指名する委員2名が署名しなければならない。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長の決するところによる。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。